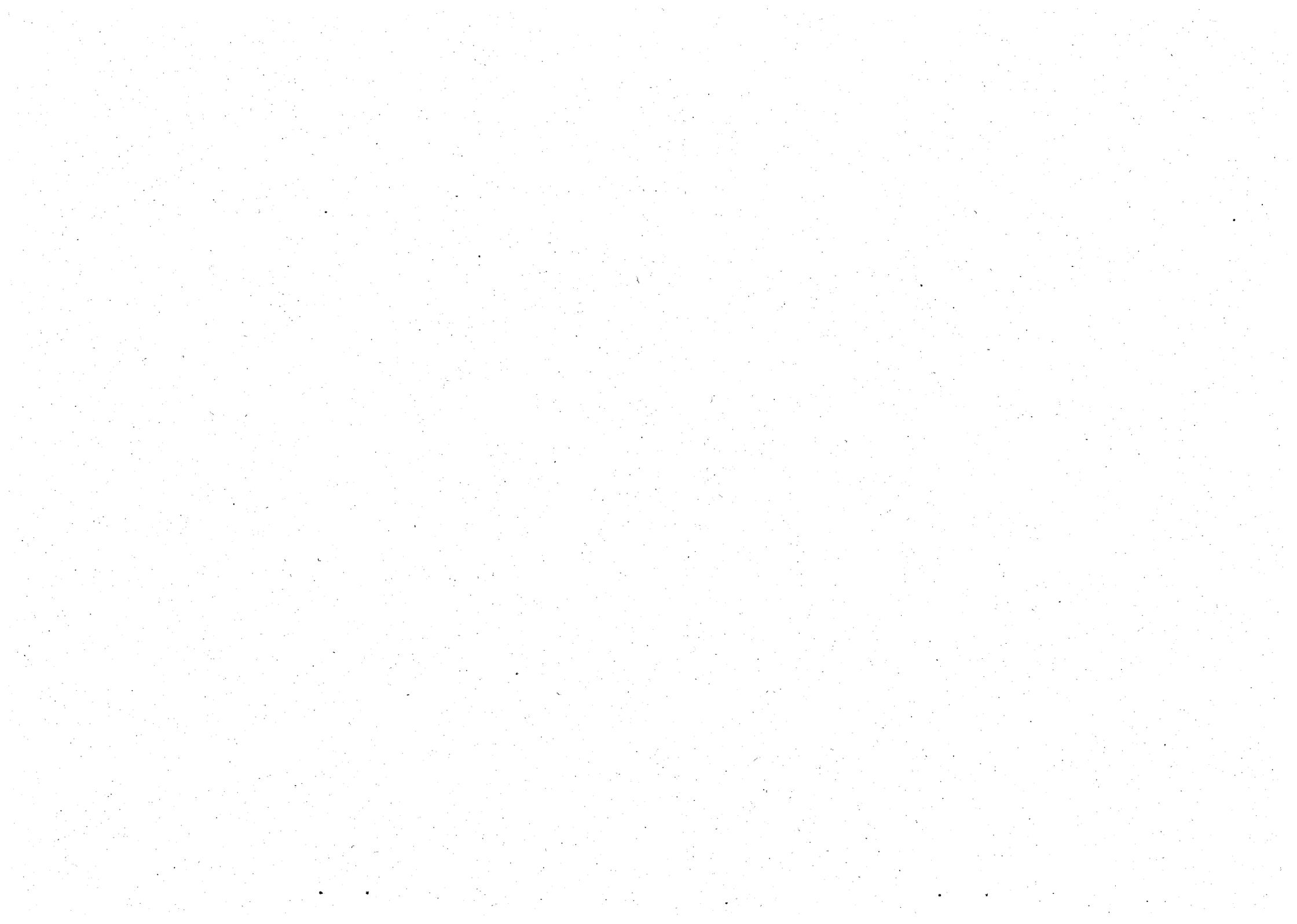


令和5年第5回（9月）定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第70号	固定資産評価資産委員会委員の選任について	1P
議第71号	教育委員会委員の任命について	2P
議第72号	人権擁護委員候補者の推薦について	3P
議第73号	字の区域及び名称の変更について	4P
議第74号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	6P



議案参考資料
令和5年9月定例会

議第70号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

固定資産評価審査委員会委員3人のうち1人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【選任予定者】

氏名	田中 博 (たなか ひろし)
生年月日	昭和26年1月4日
住所	宮津市字宮本394番地
任期	令和5年10月1日～令和8年9月30日
その他	新任

◆参考【非改選委員】

稲岡 英志 令和4年10月1日～令和7年9月30日 (1期目)
茶谷亜希子 令和4年10月1日～令和7年9月30日 (3期目)

◆提案の根拠法令

地方税法 (昭和25年法律第226号)
(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)
第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

宮津市市税条例 (昭和30年条例第33号)
(固定資産評価審査委員会の設置)
第79条第2項 審査委員会は、委員の定数を3人とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

税務・国保課国保年金係 (45-1616)

議第70号

議案参考資料
令和5年9月定例会

議第71号	教育委員会委員の任命について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 教育委員会委員4人のうち1人の委員の任期（4年）が、9月30日で満了となるため、委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>藤井 陽子 (ふじい ようこ)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和47年3月9日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字喜多141番地の8</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和5年10月1日～令和9年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>再任（現在1期目）</td> </tr> </table> <p>◆参考【非改選委員】 伊藤 正 令和2年10月1日～令和6年9月30日 （1期目） 田崎 浩二 令和3年10月1日～令和7年9月30日 （2期目） 尾崎里花子 令和4年10月1日～令和8年9月30日 （2期目）</p> <p>◆提案の根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条（略） 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p>		氏名	藤井 陽子 (ふじい ようこ)	生年月日	昭和47年3月9日	住所	宮津市字喜多141番地の8	任期	令和5年10月1日～令和9年9月30日	その他	再任（現在1期目）	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>教育委員会委員は4人 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（組織） 第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。</p>	
氏名	藤井 陽子 (ふじい ようこ)												
生年月日	昭和47年3月9日												
住所	宮津市字喜多141番地の8												
任期	令和5年10月1日～令和9年9月30日												
その他	再任（現在1期目）												
		<p>【市民参加の状況】</p>											
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>											
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>											
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<p>担当課・係</p> <p>学校教育課 学校教育係 (45-1641)</p>							
重点プロジェクト	—												
テーマ別戦略	—												
		<p>添付資料</p>											

議案参考資料
令和5年9月定例会

議第72号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7名のうち、2名の任期（3年）が、12月31日で満了となるため、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏名	生年月日	住 所	任 期	その他
いづみ かずみ 泉 和美	昭和27年6月2日	宮津市字須津950-93	令和6年1月1日～ 令和8年12月31日	再 任 (現在4期目)
もりしま じゅんこ 森島 順子	昭和36年10月12日	宮津市字大島184	令和6年1月1日～ 令和8年12月31日	再 任 (現在2期目)

◆参考（在任中の委員）

氏 名	任 期
関野 掲司	令和4年1月1日～令和6年12月31日
森垣 孝子	令和4年7月1日～令和7年6月30日
木村 佳子	令和4年7月1日～令和7年6月30日
本藤 ひとみ	令和5年1月1日～令和7年12月31日
矢谷 宣弘	令和4年7月1日～令和7年6月30日

◆提案の根拠法令（人権擁護委員法）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

市民環境課人権啓発係(22-4622)

添付資料

議第72号

議案参考資料
令和5年9月定例会

議第73号	字の区域及び名称の変更について	区分	その他
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 国土調査法に基づき平成30年度に実施した地籍調査の成果により、字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり</p> <p>◆提案の根拠法令 地方自治法 (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>《地籍調査に係る字変更等手続きの流れ》 ○平成30年度に字由良の区域（浜野路、由良宮本）の地籍調査を実施 調査面積 24ヘクタール 調査筆数 調査前1,152筆 → 調査後904筆 ○令和4年12月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続 ○令和5年5月、京都府知事から成果の認証</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>		<p>【市民参加の状況】</p>	
<p>重点プロジェクト</p>	<p>—</p>	<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>	
<p>テーマ別戦略</p>	<p>—</p>	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 総務課 情報推進係 (45-1602)</p>	<p>添付資料 ・字の区域及び名称の変更調書</p>

字の区域及び名称の変更調書

字	小字	地番	付記
由良	上良	1985の1	

上記の土地を字由良小字熊野山に変更する。

字	小字	地番	付記
由良	浜頭	2306の1	
由良	浜頭	2545の1	
由良	浜頭	2545の2	

上記の土地を字由良小字宮ノ本に変更する。

備考 地番は、令和元年10月16日現在のものである。

議案参考資料
令和5年9月定例会

議第74号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和5年10月から大型ごみの個別収集を廃止することにしてはいたが、調整がつかなかったことから、大型ごみの個別収集を継続するもの。</p> <p>◆提案の概要 大型ごみの個別収集を継続とするもの (別表「ごみ類の部大型ごみの項を削る」の削除等)</p> <p>◆施行日 公布の日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>・R5年3月 宮津市廃棄物等の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正 (R5年10月1日大型ごみの個別収集廃止を含む)</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>			
重点プロジェクト	-		
テーマ別戦略	-		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p> <p>・宮津市環境基本計画(資源循環を基調とした社会に転換しています～ごみの減量・資源化～)</p>		<p>担当課・係</p> <p>市民環境課 環境衛生係 (45-1617)</p>	<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第6号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>(略)</p> <p>別表中「第23条関係」を「第27条関係」に改め、<u>同表ごみ類の部大型ごみの項を削る。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。<u>ただし、別表の改正規定（ごみ類の部大型ごみの項を削る部分に限る。）は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>別表中「第23条関係」を「第27条関係」に改め_____る。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

